平成２３年（フ）第８０１３号
大阪市西区新町４丁目16番13―506号　炭田方、前住所奈良県北葛城郡広陵町馬見南６丁目１番20―402号
債務者　髙山　齊志
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５３号
大阪市大正区小林東３丁目11番１―203号
債務者　濱本　哲雄
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４１号
大阪府枚方市交北１丁目28番８号
債務者　里山　智美（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７０号
大阪市東淀川区西淡路３丁目９番10―505号
債務者　木下　　豊
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９６号
大阪市東淀川区下新庄１丁目７番13号　エターゲンハウスメグロ５Ｂ号
債務者　中島　康夫
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１１号
大阪府枚方市招提南町３丁目17番８―201号
債務者　西岡としえ
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７８８号
大阪市東成区大今里１丁目23番18号　レオパレス大今里102号
債務者　伊賀　和代（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８１４号
大阪市生野区桃谷１丁目10番18―1002号
債務者　寺井　正已
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８１５号
大阪市生野区桃谷１丁目10番18―1002号
債務者　寺井　敬子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８９６号
大阪市北区本庄東３丁目６番６―305号
債務者　稲葉　智子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９００号
大阪府高槻市清水台１丁目５番10号
債務者　武内世津子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９５６号
大阪市生野区巽中１丁目19番16号　日栄ビル３号館203号室、住民票上の住所大阪市鶴見区放出東２丁目18番４号　島田方
債務者　馬場　俊介
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９５７号
大阪府箕面市粟生間谷西２丁目６番15―704号
債務者　青山　直美
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０４５号
大阪市西成区南津守７丁目４番48号　マンション西島105号
債務者　帆足　美佳
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０４８号
大阪市天王寺区小橋町１番20―504号
債務者　深木　敏郎
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０８０号
大阪市東淀川区東中島１丁目11番７号　ノアーズアーク１Ｃ号
債務者　鈴木　宏治
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０８３号
大阪市生野区新今里６丁目４番３―611号、前住所愛媛県松山市三町３丁目４番34号
債務者　土井　典昭
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０８５号
大阪市北区同心１丁目９番８号　内海第二マンション201号室
債務者　川辺　利美
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部